

議案第百七号

大学教育奨学資金の利子補給に関する条例の一部改正について  
次のとおり大学教育奨学資金の利子補給に関する条例の一部を改正する  
ことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一  
項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂出雅己

写

昭和四十四年九月九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

大学教育奨学資金の利子補給に関する条例の一部を  
改正する条例

大学教育奨学資金の利子補給に関する条例（昭和三十七年三朝町条例第十  
五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「向学に燃え」を「向学心に燃え」に、「且つ」を「かつ  
し」に改める。

第四条中「一人当り」を「一人当たり」に改める。

第九条中「受けたものが」を「受けた者が」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。